

# 改正個人情報保護法について

---

平成28年11月21日  
個人情報保護委員会事務局

1. 個人情報保護法の主な内容と改正のポイント
2. 学術研究分野の個人情報法の適用除外等(改正なし)
3. 個人情報保護法ガイドライン案  
(医療は従前の考えを維持)
4. 要配慮個人情報の規定の新設

# 1. 個人情報保護法の主な内容と改正のポイント

## 1. 定義

### (1) 「個人情報」

- ・特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ・利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。**【改正】**

### (2) 「要配慮個人情報」**【改正】**

- ・本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報
- ・取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

### (3) 「個人情報取扱事業者」

- ・取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。**【改正】**

## 2. 個人情報の取扱いに関する規律

### (1) 個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければならない。また、特定した目的は、本人に通知、又は公表する必要がある。

### (2) 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりするなどの安全に管理するための措置をとる必要がある。

### (3) 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

- ・例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合等には、本人の同意を得る必要なし。
- ・個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成し、それぞれ一定期間保存することを義務付ける。）**【改正】**

### (4) 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

### (5) 個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

## 3. 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）を新設**【改正】**

目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、個人情報の有用性（利活用）を確保。

## 4. 監督

個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。ただし、報告徴収・立入検査の権限については、事業所管大臣（各省庁）に委任可能。**【改正】**

## 2. 学術研究分野の個人情報法の適用除外等（改正なし）

### （個人情報保護委員会の権限の行使の制限）

第四十三条 個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

### （適用除外）

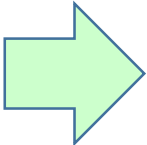
第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一、二（略）

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四、五（略）

○ガイドラインでは、適用除外について、解釈を示す予定。



「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究、学会の会員等をいう。

## 2. 学術研究分野の個人情報法の適用除外等（改正なし）

### （参考）医学系研究分野に関連して個人情報保護委員会に寄せられた主な御意見及びそれに対する考え方

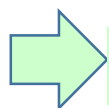
寄せられた 主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>民間病院が疾患レジストリ等の医学系研究のために診療情報を提供する行為は、法76条1項3号の適用除外に該当することを明記すべき。</p>	<p>改正法第76条（現行法第66条）第1項第3号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第4章の規定は適用されないため、例えば、私立大学、研究所、1つの主体とみなすことができる共同研究、学会（学会に所属する医師等も含みます。）等が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定は適用されません。</p> <p>また、学術研究機関以外の者についても、例えば、公衆衛生の向上に特に必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができるほか（改正後の法第23条第1項第3号）、学術研究機関が学術研究の目的で個人情報を取り扱う場合に、その者に対して個人情報を提供する行為については、当委員会は権限を行使しないものとされています（改正法第43条第2項）。</p> <p>なお、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。</p>
<p>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の「第6章 第17 「匿名加工情報の取扱い」において示されている公表規定について削除すべき。</p>	<p>大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会もこれに含まれます。）又はそれらに属する者が個人情報等を取り扱う場合、その目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的である場合は、改正法第4章の規定は適用されません（現行法第66条第1項第3号）。</p> <p>したがって、学術研究機関における学術研究目的での個人情報や匿名加工情報の取扱いについて、改正法の規律に従うことが、同法により義務付けられるわけではありません。</p> <p>なお、改正法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。</p>

### 3. 個人情報保護法が「オンライン案」（医療は従前の考えを維持）

- ✓ 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。
- ✓ ガイドラインを定めるに当たっては、「外国にある第三者への個人データの提供」「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」「匿名加工情報」については、法改正により新たに導入された内容であり、事業者における法の正しい理解や参照等の便宜にも考慮し、以下の4つのガイドラインを定めることとする。
  - (1) 通則編（個人情報保護法全体の解釈・事例）
  - (2) 外国にある第三者への提供編
  - (3) 第三者提供時の確認・記録義務編
  - (4) 匿名加工情報編
- ✓ なお、各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、上記のガイドラインを基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向。

（別途の規律が必要と考えられる分野の例）

医療関連（現行の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの考え方を踏襲）、金融関連（信用等含む）、情報通信関連



従来から医療の現場で行われてきた黙示の同意や匿名化などを引き続き記載予定

# 4. 要配慮個人情報規定の新設

## ○改正法の内容

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、一段高い規律とする。
  - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
  - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
- 要配慮個人情報の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化
- 「個人情報」+「（例）病歴」で要配慮個人情報となる。

要配慮個人情報を取得又は  
第三者提供する場合には、  
原則として事前に本人の同意  
が必要



同意



要配慮  
個人情報





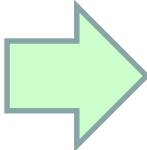
# 4. 要配慮個人情報の規定の新設

## ○政令の内容

「その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの」

- ◆ **身体障害・知的障害・精神障害等**があること
- ◆ **健康診断その他の検査の結果**
- ◆ **保健指導、診療・調剤情報**
- ◆ 本人を**被疑者又は被告人**として、**逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続**が行われたこと
- ◆ 本人を**非行少年**又はその疑いのある者として、**保護処分等の少年の保護事件に関する手続**が行われたこと

ガイドラインでは、**法律・政令で定められた要配慮個人情報について、具体的な考え方を分かりやすく示す予定。**

- 
- (例) ・宗教に関する書籍の購買履歴等は、信条を推知させる情報にとどまり、要配慮個人情報には該当しない。  
・遺伝子検査の結果に関する情報（いわゆる「ゲノム情報」）は、「健康診断その他の検査の結果」に当たるため、要配慮個人情報に該当する。 等